

## 大阪大学産業科学研究所オープンラボ利用専門委員会内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所施設委員会内規第6条第3項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所オープンラボ利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 専門委員会は、大阪大学産業科学研究所オープンラボラトリ内規に定めるオープンラボの利用に関し必要な事項について審議し、その結果を産業科学研究所施設委員会委員長に報告し承認を得る。

### (組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員
- (2) 産業科学研究所施設委員会内規第3条第1項第5号の委員
- (3) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

### (委員以外の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

### (ワーキンググループ等)

第6条 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

### (事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

### (雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この内規は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学産業科学研究所所内プロジェクトスペース利用専門委員会内規（平成22年4月1日施行）、大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリ利用専門委員会内規（平成14年4月1日施行）及び大阪大学産業科学研究所企業リサーチパーク利用専門委員会内規（平成21年5月28日施行）は、廃止する。